

① 公益社団・財団法人

事業

- ・主たる事業は公益目的事業（公益認定法別表に掲げる 23 事業）
- ・社会的信用を維持する上でふさわしくない事業等は不可

法人数

9,404 うち内閣府所管 2,378（平成 27 年 12 月末現在）

認定手続

民間有識者からなる第三者委員会の審査を経て、行政庁（内閣府又は都道府県）が認定

認定要件

法人の目的及び事業の性質・内容、財務、機関、財産に関する要件

非営利性

- ・剰余金の分配不可
- ・残余財産の社員・役員等への分配不可

情報開示

- ・計算書類等法定書類の備置き・開示
- ・定期提出書類（事業計画書等、事業報告等）の行政庁への提出
- ・理事・監事・評議員に対する報酬等の支給基準を公表

監督

定期提出書類のチェック、報告徴収、立入検査

税制

○寄附税制

- ・広く市民からの支援を受けているかを判断するパブリックサポートテスト（P S T）要件を満たす法人に対する寄附金は、所得控除と税額控除の選択制
- ・P S T 要件を満たさない法人への寄附金は所得控除のみ

○法人税

- ・収益事業のみ課税。ただし、公益目的事業に該当するものは税法上の収益事業であっても非課税
- ・収益事業に属する資産のうちから自らの公益目的事業に支出した金額については、寄附金の額とみなして、一定の範囲内で損金算入とする（みなし寄附）

各法人形態の概要

② 一般社団・財団法人

事業

規定なし

法人数

9,947 （公益目的支出計画実施法人 平成 27 年 12 月末現在）

設立手続

公証人による認証を受け、登記

設立要件

定款について形式的要件

非営利性

- ・ 剰余金の分配不可
- ・ 残余財産の社員・役員等への分配は可能

情報開示

- ・ 計算書類、事業報告等を社員、評議員、債権者へ開示
 - ・ 貸借対照表等を公告
- （・公益目的支出計画実施法人の場合、公益目的支出計画実施報告書等の行政庁への提出）

監督

なし

（・公益目的支出計画実施法人の場合、行政庁による定期提出書類のチェック、報告徴収、立入検査）

税制

○ 寄附税制

なし

○ 法人税

非営利性が徹底された法人・共益的活動を目的とする法人は、収益事業のみ課税

③ 特定非営利活動法人（NPO法人）

事業

特定非営利活動事業（NPO法別表に掲げる20分野）

法人数

50,497（平成27年10月末）うち認定法人数902

設立手続

所轄庁（都道府県または政令指定都市）の認証を受け、登記

認証要件

- ・ 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること
- ・ 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと
- ・ 10人以上の社員を有すること など

認定要件

- ・ 特定非営利活動の事業費が80%以上
 - ・ 共益的活動の占める割合が50%未満
 - ・ パブリックサポートテスト（PST）要件（寄附の多寡） など
- （※認定の有効期間は5年間）

非営利性

剰余金の分配不可

情報開示

- ・ 事業報告書等を備置き、利害関係人の要求に応じ閲覧
- ・ 定期提出書類（事業報告書等）を所轄庁へ提出

監督

定期提出書類のチェック、報告徴収、立入検査

税制

○寄附税制

なし

（・認定法人に対する寄附金は、所得控除と税額控除の選択制）

○法人税

- ・ 収益事業のみ課税

（・認定法人の場合、収益事業に属する資産のうちから自らの収益事業（特定非営利活動に係る事業）に支出した金額については、寄附金の額とみなして、一定の範囲内で損金算入とする（みなし寄附））

各法人形態の概要

④ 社団・財団法人（旧公益法人）

目的・事業

- ・公益に関すること（学術、技芸、慈善、祭祀、宗教等）
- ・営利を目的としないこと

法人数

24,317（移行開始日である平成 20 年 12 月 1 日時点）

設立手続

主務官庁（各省庁または都道府県）の許可を受け設立
（法人の設立と公益性の判断が一体）

許可基準

規定なし

非営利性

剰余金の分配不可

情報公開

規定なし

監督

規定なし

税制

○寄附税制

特に公益の増進に著しく寄与するもの（特定公益増進法人）に対する寄附金については所得控除あり

○法人税

収益事業のみ課税